

スーパーセンタートライアル丸亀店 (No.1266)

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項及び第2項の規定により述べられた意見の概要を同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月26日 香川県知事 池田 豊人

1 意見の対象となった届出に係る公告

令和5年8月18日香川県公告
(大規模小売店舗立地法の規定による新設の届出)

2 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパーセンタートライアル丸亀店
丸亀市塩屋町一丁目8番地1

3 法第8条第1項の規定により丸亀市から聴取した意見の概要

(意見の概要)

- 建設地の地元である城乾地区において再度説明会を実施すること。
- 当該店舗建設地の北側の市道新浜町東西2号線は最小幅員が4.0mであり、交通量が増えることで市道を利用する車両も増えることが予想される。このことから、安全に通行ができるよう幅員の拡幅要望が地元からでていたため、セットバックを検討されたい。
- 交差点Cは右折専用レーンが無く、信号も設置されていないため、多度津方面退店ルートを通る場合、右折する車両で車線が混雑する恐れがある。警察と交差点協議を行い、右折レーンの設置等を検討されたい。
- 夜間の治安対策について、検討されたい。
- 交通整理や渋滞緩和、荷さばき時間のトラック運行に対応するため、ガードマンの配置を検討されたい。
- 大規模小売業は、丸亀市公害防止条例施行規則の工場等の指定業種に該当するため、必要な届出を行うこと。
- 周辺の環境に配慮し、特に夜間騒音については規制基準を満足させること。
- 騒音等の苦情が発生した際には誠意をもって対応すること。
- 地域雇用の確保に努めること。
- 地元業者の積極的な利用に努めること。
- 駐車場の設置にあたり、駐車場法施行令に定める技術的基準に適合すること。
- 従業員駐車場と市道の境に設置するフェンスは見通しが良いものを選定すること。
- 大型車等の通行で市道を損傷した場合は、原因者で早急に復旧すること。
- 通行により土砂等で市道や水路を汚した場合は早急に清掃を行うこと。

4 法第8条第2項の規定により住民等から聴取した意見の概要

(意見の概要)

- 説明会は行われているが、地元である城乾校区でも行うよう申し入れる
- 最も混む時間帯と考える8時台、18時台のピーク等が調査されていない。
- 道路規制や道路事情・右折専用レーンの設置等について、調査されていない。また、開店時のガードマン配置が示されていない。
- 創価学会建物南側の交差点も利用に問題があるので、信号機の設置を考えなければならない。
- 創価学会建物北側の交差点に横断歩道の設置をしなければ、交通混雑時に事故が起こるのではないか。
- 以上を踏まえ、交通に支障が出る恐れがあるため、出入口を変更しなければならないのではないか。

5 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

縦覧場所： 香川県商工労働部経営支援課 及び 丸亀市産業文化部産業観光課
縦覧期間： 令和5年12月26日から令和6年1月26日まで